(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　解除の理由　電気工作物設備用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を大分県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年六月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県高崎市倉渕町川浦字氷妻二七の一六〇
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千六百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年六月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　熊本県熊本市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　干害の防備
(三)　解除の理由　道路用地とするため
二(一)　解除に係る保安林の所在場所　熊本県熊本市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健
(三)　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び熊本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年六月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡片品村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び片品村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年六月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　山形県最上郡大蔵村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備兼なだれの危険の防止
(三)　解除の理由　用排水路用地とするため
二(一)　解除に係る保安林の所在場所　山形県最上郡大蔵村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　解除の理由　用排水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を山形県庁及び大蔵村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年六月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県盛岡市築川第五地割二九の一（次の図に示す部分に限る。）、二九の四・四二の一一（以上二筆国有林）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び盛岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年六月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県熊野市神川町神上字西谷一八八一の三（国有林）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千六百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年六月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区長島字大向井二〇一六の五、二〇一六の六、二〇一七の五、二〇一七の七
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千六百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年六月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県佐伯市・臼杵市（以上二市国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　電気工作物設備用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を大分県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　広島県山県郡安芸太田町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び安芸太田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和五十三年十二月二十二日農林水産省告示第五百九十三号、昭和六十一年八月二日農林水産省告示第千二百八十五号、平成七年十二月六日農林水産省告示第千九百三十六号（二に係るものに限る。）、平成十年六月十一日農林水産省告示第九百三十四号（一及び二に係るものに限る。）、平成十年八月十一日農林水産省告示第千百八十号（一及び五に係るものに限る。）
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに安芸高田市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）